

## 徳島県病院局告示第5号

徳島県病院局財務規程（平成17年徳島県病院局管理規程第9号）第107条の規定により例によることとされている徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成8年徳島県規則第22号）第1条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年5月29日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称及び数量  
徳島県立三好病院総合医療情報システム保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
徳島県立三好病院事務局経営・情報担当  
三好市池田町シマ815-2
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和8年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
富士通 J a p a n 株式会社西日本公共ビジネス統括部（徳島）  
徳島市かちどき橋2丁目29番地1
- 5 契約金額  
46,019,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号